

区役所の組織と事務室の配置を一部変更します

- 新設・統合する組織（部・課）
- 区政広報部（新設）

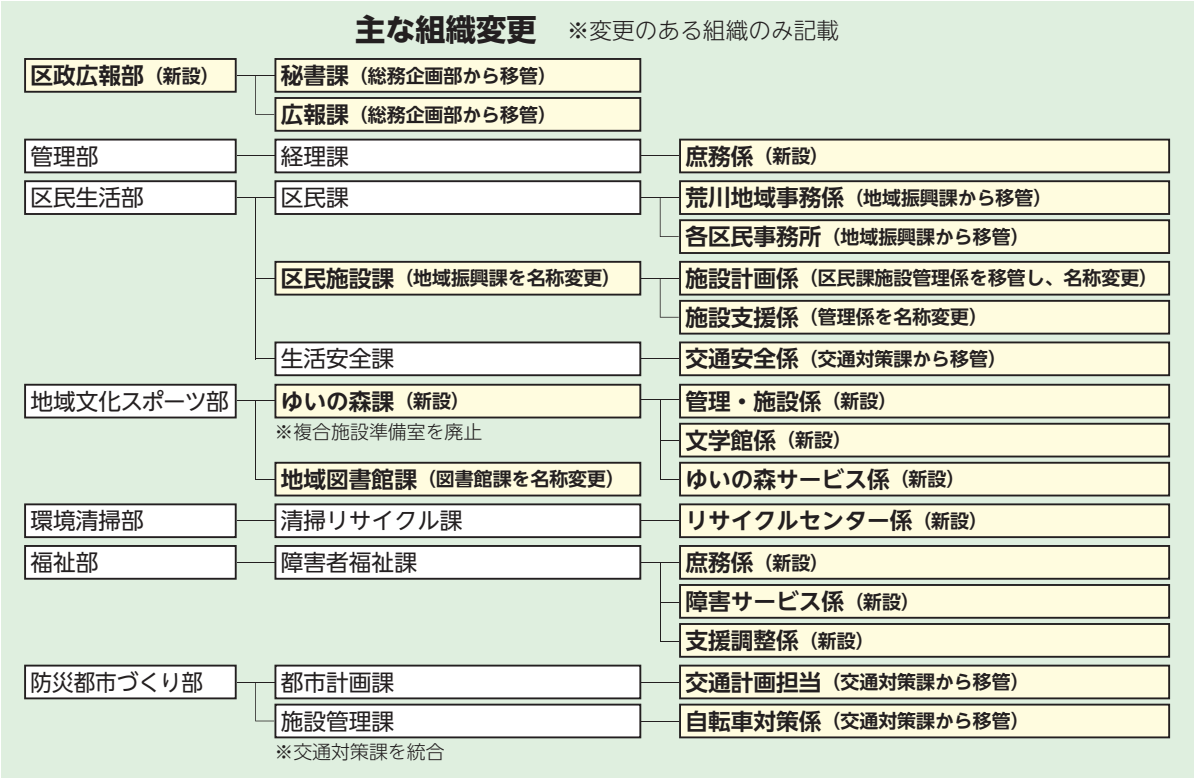
広聴・広報事務を充実するために設置します。
- ゆいの森課（新設）

ゆいの森あらかわの施設管理・サービス提供を実施し、中央図書館機能を図書館課から移管します。
※複合施設準備室は廃止します
- 交通対策課（統合）

交通対策課に属していた各係は、都市計画課（交通計画担当）、生活安全課（交通安全係）、施設管理課（自転車対策係）へ移管します。
※その他の詳細は、右図を参照
- ◆ 組織が変更となる事務

サンパール荒川・日暮里サニーホール・ムーブ町屋の事務を、区民課施設管理係から、文化交流推進課文化振興係へ移管します。
- 問合せ

 総務企画課 ☎内線 2 2 1 1



区役所本庁舎・北庁舎・防災センターの配置を一部変更

- 本庁舎（右図）

2階の情報提供コーナーを地下1階に移転し、旧情報提供コーナーの場所に、子育て支援部を拡張します。

問合せ

 経理課 ☎内線 2 2 5 1
- 北庁舎

交通計画担当を、2階から3階(都市計画課内)に移転します。
※自転車対策係は、現在の場所（2階）から変更なし

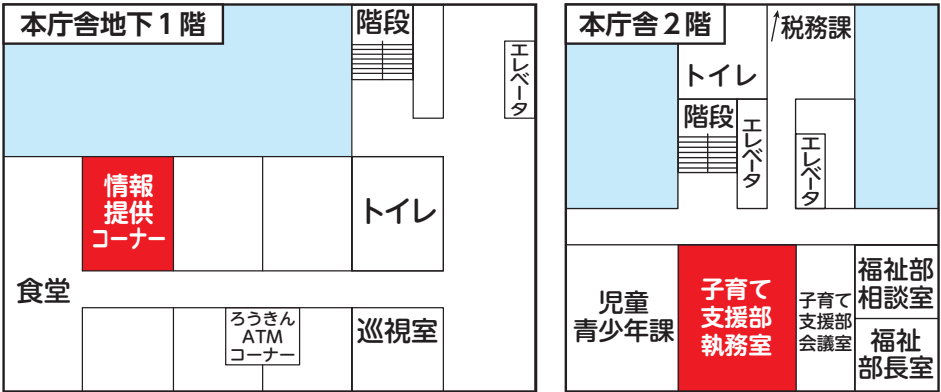
問合せ

 都市計画課 ☎内線 2 8 1 1
- 防災センター

交通安全係を、北庁舎2階から防災センター3階（生活安全課内）に移転します。

問合せ

 生活安全課 ☎内線 4 9 4



国民健康保険料の改定等のお知らせ

- 国民健康保険料が改定されました。（右表のとおり）
- ▶ 保険料均等割額の減額

平成28年1月～12月の所得の合計が一定基準以下の世帯は、保険料の均等割額が7割・5割・2割減額されます。
平成28年中に収入がなかった方も、保険料算定のため、収入状況の申告をしてください（区民税の申告等を行った方は不要）。

▶ 保険料の減免措置の延長

被用者保険に加入していて、後期高齢者医療制度に移行した方の被扶養者で、国民健康保険に加入することになった65～74歳の方は、国民健康保険料の所得割額が免除、均等割額が5割軽減されます。
※新たに該当する方は、減免申請書の提出が必要です

保険料の納付方法

- 平成29年度の国民健康保険料納入通知書兼特別徴収通知書は、6月中旬に送付します。
- 普通徴収（納付書または口座振替による納付）の方

年間保険料を6月～平成30年3月の10回（4・5月を除く）に分けて納付します（口座振替の第1回目の引き落とし日は6月30日(金)）。

● 特別徴収（年金から差し引いて納付）の方

平成29年度4・6・8月の年金から差し引いて仮徴収額として納付します（原則、平成29年2月の保険料と同額）。10月以降は、6月に決定する年間保険料から4・6・8月に仮徴収した保険料の合計額を差し引いた残りの額を10・12月、平成30年2月の3回に分けて年金から差し引いて納付します。

普通徴収の支払いは口座振替が原則です

申込方法

保険証、預・貯金通帳、通帳で使用している印鑑を持参し、区内の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、各区民事務所、区役所1階国保年金課で

※国保年金課の専用端末機では金融機関のキャッシュカードがあれば手続き可

国民健康保険料率

区 分	基礎分(医療分)	後期高齢者支援金分	介護分
所得割料率	7.47%	1.96%	1.57%
均 等 割 額	3万8400円	1万1100円	1万5600円
限 度 額	54万円	19万円	16万円

国民健康保険料の計算方法

下表の①・②・③を合計した金額が、世帯の年間保険料です。

①基礎分（医療分）保険料

※限度額54万円

(所得割額)

(均等割額)

加入者全員の賦課のもととなる所得 × 7.47%

+

3万8400円 × 加入者数

②後期高齢者支援金分保険料

※限度額19万円

(所得割額)

(均等割額)

加入者全員の賦課のもととなる所得 × 1.96%

+

1万1100円 × 加入者数

③介護分保険料(介護保険第2号被保険者(40～64歳))

※限度額16万円

(所得割額)

(均等割額)

40～64歳の加入者全員の
賦課のもととなる所得 × 1.57%

+

1万5600円 ×
40～64歳の加入者数

賦課のもととなる所得 = 所得 (収入 - 必要経費※) - 基礎控除 (33万円)
※給与所得控除、公的年金控除等

問合せ

国保年金課

- ▶ 保険料の算定に関すること… ☎内線 2 3 7 5
- ▶ 保険料の納付に関すること… ☎内線 2 3 8 6